

保護者 各位

児童青少年課長 鈴木 剛
(公印省略)

令和2年度学童保育育成料の取扱いについて
(利用実績に応じた徴収・徴収時期の変更)

日頃より、学童保育業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、令和2年4月8日付け文書「緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮及び登所自粛のお願いについて」の中で、利用自粛を要請いたしました。この間、家庭保育にご協力いただきましたご家庭には心より感謝申し上げます。

さて、当該利用自粛を要請している期間においては、各家庭の利用実績に応じた育成料額に改めるべく、現在調整を進めております。現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延による経済活動への影響により、収入が減少する世帯も発生していると想定されることから、収入が減少した世帯への経済的支援として徴収時期の変更も含め、下記のとおり対応いたします。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 変更前

利用月の初日に在籍している場合、1ヵ月分を徴収する。

2 変更後

(1) 利用実績に応じた育成料の徴収

4月及び5月分については、利用実績を確認後に育成料を徴収いたします。

※<口座振替登録済みの方>

この期間中の口座振替の依頼はいたしません。4月及び5月分は納付書でのお支払いをお願いいたします。

(2) 納付書の送付時期の変更

利用実績に応じたお支払をお願いする4月及び5月分を含む納付書を7月中旬頃に送付する予定です。口座振替登録済の方は、7月分より口座振替を再開いたします。

★納付書の送付時期及び口座振替再開時期については、現時点での予定であり上記内容が変更される場合は、改めてお知らせをいたします。

3 その他

令和2年3月分の育成料額についても利用実績に応じた育成料額に改める対応を検討しており、準備が整い次第、対象者の方には育成料を一部返還する予定です。

4 問合せ先

小金井市子ども家庭部
児童青少年課学童保育係
電話 042-387-9847

<担当課からのお願い>

学童保育所は児童同士が接触する感染リスクのある場所です。感染リスクを低減し、真に保育が必要な方への保育体制を維持するため、引き続きの家庭での保育にご協力をお願いします。